

総則	法第 2 条	作成（改訂）日
	準耐火建築物	令和 4 年 3 月 1 日 (令和 7 年 4 月 1 日)
トップライトの取扱いについて		
耐火建築物の屋根に設けるトップライトは、採光のための開口部であるとともに、屋根でもあり、次に掲げる屋根の構造とすることがある。 平成 12 年建告第 1399 号（第 5 ・ 四） 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造られたもの ○網入りガラス + 鉄もしくはステンレスサッシ枠 なお、<u>イ 準耐火建築物の屋根</u>にトップライトを設ける場合は、下記の通り取扱う。 ○網入りガラス + 鉄もしくはステンレスサッシ枠 ○網入りガラス + アルミサッシ 別途詳細図を作成し、「補強材にてガラスが落ちない構造」となっていることの確認を要する。 <u>防火構造の建築物の屋根</u>にトップライトを設ける場合は、網入りガラスとすること。		
技術的助言など		
参考文献など	建築物の防火避難規定の解説 2023 P.8、P.15	